

大阪府立病院機構中期目標・中期計画の論点整理（案）

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>前 文</p> <p>府立の病院（大阪府立急性期・総合医療センター、大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター、大阪府立精神医療センター、大阪府立成人病センター及び大阪府立母子保健総合医療センターをいう。以下同じ。）は、これまで時代の要請に応じてその専門性を活かした医療を提供し、府民の健康の維持・向上を支える医療機関として、その役割を果たしてきた。</p> <p>近年、高齢化の進展や疾病構造の変化による生活習慣病の増加などに伴い、府民の医療ニーズが高度化・多様化する中で、医療機関が適切な役割分担と連携のもとで、府民に対し、質の高い医療を効果的に提供していくことが求められる。</p> <p>また、医療の安全性や信頼性、医療の自己決定に対する府民の意識が高まりをみせており、府民の健康・生命の維持・向上に携わる府立の病院として、関係法令を遵守することはもとより、「行動規範と倫理」にのっとり、安全かつ適正な病院運営に努めなければならない。</p> <p>府立の病院は、このような要請に対応し、その役割に応じた高度専門医療を中心とした安全で質の高い医療を府民に提供するとともに、新しい医療の開発や人材の養成など府域全体の医療水準の向上にも寄与していくことが求められる。</p> <p>また、これまで地方公営企業として運営してきたが、医療制度改革など経営環境の変化等の影響により、厳しい経営状況に陥っており、その公的使命を継続的に果たすためには、収支構造を改善し、経営基盤の安定化を図ることが急務となっている。</p> <p>このため、府立の病院の公的使命を将来にわたって果たしていくためのよりふさわしい運営形態として地方独立行政法人化することとし、「地方独立行政法人大阪府立病院機構」（以下、「府立病院機構」という。）を設立し、「高度専門医療の提供と府域の医療水準の向上」、「患者・府民の満足度向上」及びこれらを支える「安定的な病院経営の確立」を基本理念に掲げ、病院改革を進めることとした。</p> <p>府立病院機構においては、地方独立行政法人制度の特徴を十分に活かし、自律性・機動性・透明性の高い病院運営に努め、将来にわたり求められる公的使命を果たし、患者・府民の期待に最大限応えていくものとする。</p> <p>1 中期目標の期間</p> <p>1 中期目標の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。</p> <p>2 府民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>府立病院機構は、大阪府の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、及び府域における医療水準の向上を図り、府民の健康の維持及び増進に寄与するため、下表に掲げる病院を運営し、医療の提供・確保とともに、さらに質の向上を図ること。併せて、府域の医療水準の向上に貢献するため、新しい医療の開発など調査研究の推進、質の高い医療従事者の育成に努めること。</p>	<p>1 府民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 高度専門医療の提供及び医療水準の向上 府立の病院として公的使命を果たすため、診療機能を充実し、医療機器の計画的整備等を行いつつ、医療の進歩や疾病構造の変化に応じた高度専門医療の提供の充実を図るとともに、治験や臨床研究等を推進する。 また、優秀な医療スタッフを養成・確保するとともに、効果的な医療サービスの提供に努める。</p>

大阪府立病院機構中期目標・中期計画の論点整理（案）

中 期 目 標		中 期 計 画												
<p>（表）病院の基本的な機能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>機 能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急性期・総合医療センター</td> <td>救命救急医療、循環器医療など緊急性の高い急性期医療 がん、糖尿病、腎移植、難病などに対する専門医療及び合併症医療 障害者医療及びリハビリテーション医療〔H19年度～〕 これらの医療水準向上のための調査、研究及び教育研修</td> </tr> <tr> <td>呼吸器・アレルギー医療センター</td> <td>呼吸器疾患、肺腫瘍、結核、アレルギー性疾患を対象に、急性期から慢性期在宅ケアに至る合併症を含めた包括医療 これらの医療水準向上のため調査、研究及び教育研修</td> </tr> <tr> <td>精神医療センター</td> <td>精神障害者の医療及び保護並びに医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修 発達障害者（児）の医療及び療育並びにこれに関する調査、研究及び教育研修</td> </tr> <tr> <td>成人病センター</td> <td>がん・循環器疾患に関する診断、治療及び集団検診 がん・循環器疾患に関する調査、研究、治療法の開発及び教育研修</td> </tr> <tr> <td>母子保健総合医療センター</td> <td>母性及び小児に対する医療及び保健指導 母子保健に関する調査、研究、治療法の開発及び教育研修</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の基本的な機能を担うとともに、地域の医療水準向上にも寄与するため、必要な診療機能を確保する。</p> <p>1 高度専門医療の提供及び医療水準の向上</p> <p>（1）高度専門医療の充実</p> <p>診療機能の充実</p> <p>府立の病院がそれぞれの役割に応じ、医療需要の質的・量的変化や新たな医療課題などに適切に対応するため、患者動向や医療需要の変化に即して、診療部門の充実・見直し、専門外来の設置など体制の整備等を図ること。</p> <p>高度医療機器の計画的な更新・整備</p> <p>府立病院が求められる高度専門医療を提供できるよう、中期目標期間における資金計画を策定し、計画的な医療機器の更新・整備を進めること。</p>		病院名	機 能	急性期・総合医療センター	救命救急医療、循環器医療など緊急性の高い急性期医療 がん、糖尿病、腎移植、難病などに対する専門医療及び合併症医療 障害者医療及びリハビリテーション医療〔H19年度～〕 これらの医療水準向上のための調査、研究及び教育研修	呼吸器・アレルギー医療センター	呼吸器疾患、肺腫瘍、結核、アレルギー性疾患を対象に、急性期から慢性期在宅ケアに至る合併症を含めた包括医療 これらの医療水準向上のため調査、研究及び教育研修	精神医療センター	精神障害者の医療及び保護並びに医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修 発達障害者（児）の医療及び療育並びにこれに関する調査、研究及び教育研修	成人病センター	がん・循環器疾患に関する診断、治療及び集団検診 がん・循環器疾患に関する調査、研究、治療法の開発及び教育研修	母子保健総合医療センター	母性及び小児に対する医療及び保健指導 母子保健に関する調査、研究、治療法の開発及び教育研修	<p>（1）高度専門医療の充実</p> <p>診療機能の充実</p> <p>各病院がそれぞれの役割に応じて、医療需要の変化や新たな医療課題に適切に対応するため、下記の新たな体制整備や取組の実施など、診療機能の充実・整備に努める。</p> <p>また、中期目標で示された各病院の役割とされている診療機能に関して、評価指標を設定し、診療実績の公表に努める。</p> <p>ア 急性期・総合医療センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 脳卒中や心筋梗塞等の循環器救急患者に対する救命救急医療を強化するため、救命救急センター内に、SCU（脳卒中集中治療室）の整備、CCU（心疾患集中治療室）の拡充を進める（平成18年度から整備を開始）。 平成19年度の身体障害者福祉センター附属病院との統合により、障害者医療とリハビリテーション医療を効果的に実施するため、障害者総合外来及び障害者歯科を設置するとともに、リハビリテーション科を開設し、回復期リハビリ病棟及び障害者病棟を整備する。 <p>イ 呼吸器・アレルギー医療センター</p> <ul style="list-style-type: none"> COPD（慢性閉塞性肺疾患）肺がん等の喫煙関連疾患の治療と予防面における診療機能の向上を目指して、「たばこ病外来」を設置し、これを核に横断的な診療体制の構築を図る。 臨床研究体制を充実し、難治性喘息・アトピー等のアレルギー疾患、肺がん、びまん性呼吸器疾患、結核等の臨床研究を促進し、診断技法や治療法等の向上を図る。 <p>ウ 精神医療センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 療養環境の改善、重症患者の受入機能の拡充などの観点から、経営を改善し不良債務の解消を図り、平成23年度からの供用開始を目指して、建替えによる再編整備を推進する。 児童期部門と思春期部門については、治療法や教育への配慮など共通する側面が多いことから、部門間の連携を強化し、効率的・効果的な医療の提供を図る。 <p>エ 成人病センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 難治性がん患者に対する手術実施体制を拡充する（平成18年度から段階的に実施）。 難治性がん患者に対する高度先進医療を実践するため、臨床腫瘍科を設置するとともに外来化学療法室の拡充を図る。 骨髄幹細胞移植術による心血管の機能回復などの再生医療、光線力学的治療、分子標的治療や遺伝子治療について、研究所と共同して開発に取り組み、治療開始を目指す。 <p>オ 母子保健総合医療センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 他病院と連携して人材・施設利用の共有化も図りつつ、手術実施体制の拡充に取り組む（平成18年度に着手）。 胎児治療や先天性疾患、小児難病などに対する専門的な診療機能の充実に取り組む。 高度医療を受けた小児・家族に対する心のケアの充実、在宅医療の推進などに取り組む。 <p>高度医療機器の計画的な更新・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度専門医療の充実のため、リニアック（高エネルギー放射線治療装置）やアンギオ（血管連続撮影装置）などの高度医療機器を計画的に更新・整備する。
病院名	機 能													
急性期・総合医療センター	救命救急医療、循環器医療など緊急性の高い急性期医療 がん、糖尿病、腎移植、難病などに対する専門医療及び合併症医療 障害者医療及びリハビリテーション医療〔H19年度～〕 これらの医療水準向上のための調査、研究及び教育研修													
呼吸器・アレルギー医療センター	呼吸器疾患、肺腫瘍、結核、アレルギー性疾患を対象に、急性期から慢性期在宅ケアに至る合併症を含めた包括医療 これらの医療水準向上のため調査、研究及び教育研修													
精神医療センター	精神障害者の医療及び保護並びに医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修 発達障害者（児）の医療及び療育並びにこれに関する調査、研究及び教育研修													
成人病センター	がん・循環器疾患に関する診断、治療及び集団検診 がん・循環器疾患に関する調査、研究、治療法の開発及び教育研修													
母子保健総合医療センター	母性及び小児に対する医療及び保健指導 母子保健に関する調査、研究、治療法の開発及び教育研修													

中 期 目 標	中 期 計 画																																										
<p>(2) 優れた医療スタッフの確保 医師の人材確保 各病院において提供する高度専門医療の水準を維持・向上させるため、優秀な医師の確保に努めるとともに、教育研修体制の充実を図りつつ、臨床研修医やレジデント（専門分野の研修医）の受入れに努めること。</p> <p>看護師、医療技術職の専門性向上 認定看護師や専門看護師を確保するなど、看護師の専門性の向上を図るとともに、患者に接する機会が最も多い看護職の意見がきめ細かく反映できる体制の整備に努めること。 薬剤師、放射線技師等の医療技術職について、研修等を充実し、専門性の向上を図ること。</p> <p>(3) 医療サービスの効果的な提供 より多くの府民に対して高度で専門的な入院治療を提供するため、効果的な病床管理に努め、毎年度、稼働病床に対する病床利用率 %を確保すること。 他の医療機関との役割分担と連携を強化し、毎年度、紹介率 %を確保すること。 より短い期間で効果的な医療を提供し、患者負担の軽減にも寄与できるよう、クリニカルパス（疾患別に退院までの治療内容を標準化した計画表）の適用を進め、質の高い医療を提供すること。</p>	<p>(2) 優れた医療スタッフの確保 医師の人材確保 ・各病院が提供する高度専門医療の水準を維持・向上するため、大学等関係機関との連携の強化や教育研修の充実により優秀な医師の育成に努めるとともに、公募による採用なども活用しつつ、優れた医師の確保に努める。 ・臨床研修の受入れについては、教育研修のプログラムの充実など教育研修体制を強化するとともに、報酬など処遇の改善も行いつつ、臨床研修医及びレジデントの受入れ拡大に努める。</p> <p>看護師、医療技術職の専門性向上 ・患者や家族に接する機会が多い看護職の専門性の向上や水準の高い看護を提供するため、各病院において、認定看護師や専門看護師の資格取得を促進する。 ・患者ニーズを的確に把握している看護師の意見が病院運営に反映できるよう、看護師職制を再編成し、病院運営への参画体制を強化する。 ・薬剤師、放射線技師等の医療技術職について、研修等を充実し、専門性の向上を図る。</p> <p>(3) 医療サービスの効果的な提供 病床利用率の向上 ・効果的な病床管理を徹底するため、各病院において目標値を設定し、病床利用率のより一層の向上に取り組む。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">病床利用率</th> <th style="text-align: center;">16 年度実績</th> <th style="text-align: center;">計画期間中目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・急性期・総合医療センター</td> <td style="text-align: center;">86.9%</td> <td style="text-align: center;">90.0%</td> </tr> <tr> <td>・呼吸器・アレルギー医療センター（一般病床）</td> <td style="text-align: center;">88.3%</td> <td style="text-align: center;">90.0%</td> </tr> <tr> <td>・精神医療センター</td> <td style="text-align: center;">70.4%</td> <td style="text-align: center;">（78.2%）* 病床数の変動を伴うため</td> </tr> <tr> <td>・成人病センター</td> <td style="text-align: center;">96.3%</td> <td style="text-align: center;">96.5%</td> </tr> <tr> <td>・母子保健総合医療センター</td> <td style="text-align: center;">85.7%</td> <td style="text-align: center;">86.0%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">入院実績（平成 16 年度）</th> <th style="text-align: center;">新入院患者数</th> <th style="text-align: center;">退院患者数</th> <th style="text-align: center;">病床回転率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・急性期・総合医療センター</td> <td style="text-align: center;">13,632 人</td> <td style="text-align: center;">13,079 人</td> <td style="text-align: center;">23.5</td> </tr> <tr> <td>・呼吸器・アレルギー医療センター</td> <td style="text-align: center;">7,045 人</td> <td style="text-align: center;">6,624 人</td> <td style="text-align: center;">11.6</td> </tr> <tr> <td>・精神医療センター</td> <td style="text-align: center;">605 人</td> <td style="text-align: center;">609 人</td> <td style="text-align: center;">1.1</td> </tr> <tr> <td>・成人病センター</td> <td style="text-align: center;">8,688 人</td> <td style="text-align: center;">8,435 人</td> <td style="text-align: center;">17.5</td> </tr> <tr> <td>・母子保健総合医療センター</td> <td style="text-align: center;">7,131 人</td> <td style="text-align: center;">7,060 人</td> <td style="text-align: center;">20.8</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">病床回転率 = 年間日数 ÷ 平均在院日数 × 病床利用率</p> </div> <p>紹介率の向上 ・地域の診療所や民間病院との役割分担の明確化と連携の強化に取り組み、紹介率の向上を図る。</p>	病床利用率	16 年度実績	計画期間中目標	・急性期・総合医療センター	86.9%	90.0%	・呼吸器・アレルギー医療センター（一般病床）	88.3%	90.0%	・精神医療センター	70.4%	（78.2%）* 病床数の変動を伴うため	・成人病センター	96.3%	96.5%	・母子保健総合医療センター	85.7%	86.0%	入院実績（平成 16 年度）	新入院患者数	退院患者数	病床回転率	・急性期・総合医療センター	13,632 人	13,079 人	23.5	・呼吸器・アレルギー医療センター	7,045 人	6,624 人	11.6	・精神医療センター	605 人	609 人	1.1	・成人病センター	8,688 人	8,435 人	17.5	・母子保健総合医療センター	7,131 人	7,060 人	20.8
病床利用率	16 年度実績	計画期間中目標																																									
・急性期・総合医療センター	86.9%	90.0%																																									
・呼吸器・アレルギー医療センター（一般病床）	88.3%	90.0%																																									
・精神医療センター	70.4%	（78.2%）* 病床数の変動を伴うため																																									
・成人病センター	96.3%	96.5%																																									
・母子保健総合医療センター	85.7%	86.0%																																									
入院実績（平成 16 年度）	新入院患者数	退院患者数	病床回転率																																								
・急性期・総合医療センター	13,632 人	13,079 人	23.5																																								
・呼吸器・アレルギー医療センター	7,045 人	6,624 人	11.6																																								
・精神医療センター	605 人	609 人	1.1																																								
・成人病センター	8,688 人	8,435 人	17.5																																								
・母子保健総合医療センター	7,131 人	7,060 人	20.8																																								

大阪府立病院機構中期目標・中期計画の論点整理（案）

中 期 目 標	中 期 計 画																																								
<p>（４）府の医療施策推進における役割の発揮 災害等緊急時における医療協力 災害発生時には、大阪府地域防災計画に基づき、府の指示に応じて、又は自ら必要と認めるときは、基幹災害医療センター及び特定診療災害医療センターとして、患者を受け入れるとともに、医療スタッフを現地に派遣して医療救護活動を実施すること。</p> <p>医療施策の実施機関としての役割 健康福祉行政を担当する府の機関と連携・協力して、精神保健福祉法に基づく措置入院患者等の受入れや結核予防法に基づく入所命令患者の受入れなど、府の各医療施策の実施機関としての役割を果たすこと。 併せて、健康危機管理事象への対応など、将来の行政需要を含めた医療課題等について、府の指示に基づいて公的病院としての役割を果たすこと。</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: left;">紹介率</td> <td style="text-align: center;">16年度実績</td> <td style="text-align: center;">22年度目標</td> </tr> <tr> <td>・急性期・総合医療センター</td> <td style="text-align: center;">47.5%</td> <td style="text-align: center;">60.0%</td> </tr> <tr> <td>・呼吸器・アレルギー医療センター</td> <td style="text-align: center;">44.5%</td> <td style="text-align: center;">55.0%</td> </tr> <tr> <td>・精神医療センター</td> <td style="text-align: center;">40.9%</td> <td style="text-align: center;">44.0%</td> </tr> <tr> <td>・成人病センター</td> <td style="text-align: center;">65.0%</td> <td style="text-align: center;">70.0%</td> </tr> <tr> <td>・母子保健総合医療センター</td> <td style="text-align: center;">71.0%</td> <td style="text-align: center;">72.5%</td> </tr> </table> </div> <p>入院医療の標準化 ・入院における患者の負担軽減やわかりやすい医療の提供のため、クリニカルパスの適用を進め、より短い期間で質の高い効果的な医療を提供する。 ・クリニカルパスの適用率（新入院患者に対する適用患者数の割合）を高める。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">クリニカルパス適用率（16年度実績）</td> </tr> <tr> <td>・急性期・総合医療センター</td> <td style="text-align: center;">58.3%</td> </tr> <tr> <td>・呼吸器・アレルギー医療センター</td> <td style="text-align: center;">22.6%</td> </tr> <tr> <td>・成人病センター</td> <td style="text-align: center;">45.3%</td> </tr> <tr> <td>・母子保健総合医療センター</td> <td style="text-align: center;">12.5%</td> </tr> </table> </div> <p>（４）府の医療施策推進における役割の発揮 災害等緊急時における医療協力 ・災害発生時には、大阪府地域防災計画に基づき、府の指示に応じて、又は自ら必要と認めるときは、基幹災害医療センター及び特定診療災害医療センターとして、患者を受け入れるとともに、医療スタッフを現地に派遣して医療救護活動を行う。 ・基幹災害医療センターである急性期・総合医療センターは、災害時に多発する救急患者の受け入れ、患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及び地域医療機関との調整等に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害医療センター間の調整を行う。 ・特定診療災害医療センターである府立の他の4病院は、専門医療を必要とする患者の受入れ、医療機関間の調整、医療機関への支援などを行う。</p> <p>医療施策の実施機関としての役割 健康福祉行政を担当する府の機関と連携し、各病院において次のような役割を担う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">病 院 名</th> <th style="text-align: center;">役 割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急性期・総合医療センター</td> <td>救命救急センター、地域がん診療拠点病院、難病医療拠点病院、エイズ治療拠点病院 障害者医療リハビリテーションセンター（仮称）〔H19年度～〕</td> </tr> <tr> <td>呼吸器・アレルギー医療センター</td> <td>難治性多剤耐性結核広域拠点病院、結核予防法に基づく入所命令患者の受入病院、エイズ治療拠点病院</td> </tr> <tr> <td>精神医療センター</td> <td>精神保健福祉法に基づく措置入院、応急入院患者等の受入病院、第1種自閉症児施設</td> </tr> <tr> <td>成人病センター</td> <td>地域がん診療拠点病院</td> </tr> <tr> <td>母子保健総合医療センター</td> <td>総合周産期母子医療センター、産婦人科診療相互援助システム（OGCS）基幹病院、新生児診療相互援助システム（NMCS）基幹病院</td> </tr> </tbody> </table>	紹介率	16年度実績	22年度目標	・急性期・総合医療センター	47.5%	60.0%	・呼吸器・アレルギー医療センター	44.5%	55.0%	・精神医療センター	40.9%	44.0%	・成人病センター	65.0%	70.0%	・母子保健総合医療センター	71.0%	72.5%	クリニカルパス適用率（16年度実績）		・急性期・総合医療センター	58.3%	・呼吸器・アレルギー医療センター	22.6%	・成人病センター	45.3%	・母子保健総合医療センター	12.5%	病 院 名	役 割	急性期・総合医療センター	救命救急センター、地域がん診療拠点病院、難病医療拠点病院、エイズ治療拠点病院 障害者医療リハビリテーションセンター（仮称）〔H19年度～〕	呼吸器・アレルギー医療センター	難治性多剤耐性結核広域拠点病院、結核予防法に基づく入所命令患者の受入病院、エイズ治療拠点病院	精神医療センター	精神保健福祉法に基づく措置入院、応急入院患者等の受入病院、第1種自閉症児施設	成人病センター	地域がん診療拠点病院	母子保健総合医療センター	総合周産期母子医療センター、産婦人科診療相互援助システム（OGCS）基幹病院、新生児診療相互援助システム（NMCS）基幹病院
紹介率	16年度実績	22年度目標																																							
・急性期・総合医療センター	47.5%	60.0%																																							
・呼吸器・アレルギー医療センター	44.5%	55.0%																																							
・精神医療センター	40.9%	44.0%																																							
・成人病センター	65.0%	70.0%																																							
・母子保健総合医療センター	71.0%	72.5%																																							
クリニカルパス適用率（16年度実績）																																									
・急性期・総合医療センター	58.3%																																								
・呼吸器・アレルギー医療センター	22.6%																																								
・成人病センター	45.3%																																								
・母子保健総合医療センター	12.5%																																								
病 院 名	役 割																																								
急性期・総合医療センター	救命救急センター、地域がん診療拠点病院、難病医療拠点病院、エイズ治療拠点病院 障害者医療リハビリテーションセンター（仮称）〔H19年度～〕																																								
呼吸器・アレルギー医療センター	難治性多剤耐性結核広域拠点病院、結核予防法に基づく入所命令患者の受入病院、エイズ治療拠点病院																																								
精神医療センター	精神保健福祉法に基づく措置入院、応急入院患者等の受入病院、第1種自閉症児施設																																								
成人病センター	地域がん診療拠点病院																																								
母子保健総合医療センター	総合周産期母子医療センター、産婦人科診療相互援助システム（OGCS）基幹病院、新生児診療相互援助システム（NMCS）基幹病院																																								

大阪府立病院機構中期目標・中期計画の論点整理（案）

中 期 目 標	中 期 計 画										
<p>調査・臨床研究の推進 成人病センター及び母子保健総合医療センターは、調査部や研究所と病院が連携し、がんや母子医療の分野において、疫学調査や診断技法・治療法の開発、臨床応用のための研究を推進すること。また、大阪府がん登録事業など府の健康づくり施策の基礎となる調査を行うこと。その他の病院においても、それぞれの高度専門医療分野において、調査や臨床研究を推進すること。 各病院のそれぞれの機能を活かして、新薬の開発等に貢献し、治療の効果や安全性を高めるため、治験を推進すること。</p> <p>2 患者・府民サービスの一層の向上 (1) 診療・検査待ちの改善等 患者サービス向上の観点から、各病院において外来診療等の待ち時間、検査・手術待ちの期間が発生している部門について、診療待ちや検査・手術待ちの改善等に取り組むこと。</p> <p>(2) 院内環境の快適性向上 患者や来院者により快適な環境を提供するため、病室、待合室、トイレ、浴室などの改修・補修をきめ細かく実施するとともに、患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努めること。</p> <p>(3) 患者の利便性向上 クレジットカードによる診察料の支払い、コンビニエンス・ストアでの収納など、患者の利便性の向上に取り組むこと。</p>	<p>調査・臨床研究の推進 ・成人病センター及び母子保健総合医療センターにおいて、調査部・研究所と病院が連携し、がんや母子医療の分野において、疫学調査や診断技法・治療法の開発、臨床応用のための研究に積極的に取り組む。 ・成人病センター調査部において、大阪府がん登録事業を継続実施し、各協力病院の院内がん登録の整備を進めることにより、さらに精度の向上を図る。 ・呼吸器・アレルギー医療センターにおいても、臨床研究体制を整備し、治療法や予防法等の開発、臨床応用に取り組むとともに、結核に関する情報発信機能を担う。 ・その他の病院においても、それぞれの高度専門医療分野において、臨床研究に取り組む。 ・各病院の特性・機能を活かして、新薬の開発等に貢献し、治療の効果や安全性を高めるため、積極的に治験を実施する。中期目標期間中に16年度実績に比べ、実施件数を増加する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">治験実施件数（16年度実績）</td> </tr> <tr> <td>・急性期・総合医療センター</td> <td style="text-align: right;">137件</td> </tr> <tr> <td>・呼吸器・アレルギー医療センター</td> <td style="text-align: right;">50件</td> </tr> <tr> <td>・成人病センター</td> <td style="text-align: right;">127件</td> </tr> <tr> <td>・母子保健総合医療センター</td> <td style="text-align: right;">56件</td> </tr> </table> <p>2 患者・府民サービスの一層の向上 患者・府民の目線に立って、その満足度が高められるよう、よりきめ細かくニーズに応じた医療サービスを提供する。患者等を対象とした満足度調査などの実施を通じて、取組効果の把握と改善に努める。</p> <p>(1) 診療・検査待ちの改善等 診療待ちの改善 ・患者・府民ニーズを把握し、効果が見込まれる診療科について、診療時間帯の延長など診療時間の弾力化に取り組む。 ・初診予約制度の導入など予約システムの改善を行い、診療待ち時間の改善を図る。 ・順番待ち時間の表示、患者呼び出し用PHSの利用等により、診療待ち患者に配慮した取組を行う。 検査待ちの改善 ・検査予約のシステム化や検査機器の稼動向上などにより、検査待ちの改善を図る。 ・PET（陽電子放射断層撮影装置）診療の土曜日実施も踏まえ、成人病センターにおいてMRI等検査の土曜日実施を進める。 手術待ちの改善 ・手術待ちの解消を図るため、医師等の配置や手術室運用の改善など手術実施体制を整備し、手術件数の増加を図る。</p> <p>(2) 院内環境の快適性向上 院内施設の改善 ・患者や来院者により快適な環境を提供するため、病室、待合室、トイレ、浴室などの改修・補修を計画的に実施するとともに、患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備を進める。 病院給食の改善 ・病院給食について、治療効果を上げるための栄養管理の充実はもとより、患者の嗜好にも配慮した選択メニューの拡充などに取り組む。</p> <p>(3) 患者の利便性向上 診療料支払の利便性向上 ・クレジットカードでの診療料支払いの導入、5病院へのATMの設置、コンビニエンス・ストアや郵便局での収納など、患者の利便性の向上に取り組む。</p>	治験実施件数（16年度実績）		・急性期・総合医療センター	137件	・呼吸器・アレルギー医療センター	50件	・成人病センター	127件	・母子保健総合医療センター	56件
治験実施件数（16年度実績）											
・急性期・総合医療センター	137件										
・呼吸器・アレルギー医療センター	50件										
・成人病センター	127件										
・母子保健総合医療センター	56件										

大阪府立病院機構中期目標・中期計画の論点整理（案）

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>（４）NPO・ボランティアとの協働によるサービス向上の取組 NPOやボランティアの協力を得て、患者・府民の目線に立ったサービス向上のための取組を進めること。</p> <p>３ より安心で信頼される質の高い医療の提供</p> <p>（１）医療安全対策の徹底 府民に信頼される良質な医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療事故に関する情報の収集・分析に努めつつ、医療安全対策の徹底を図ること。</p> <p>（２）より質の高い医療の提供 客観的な根拠に基づき、個々の患者に最適な医療を選択し、より質の高い医療を提供するため、EBM（科学的根拠に基づく医療）に基づいたクリニカルパスの導入促進などに取り組むこと。</p> <p>（３）患者中心の医療の実践 医療の中心は患者であるという認識のもと、患者の権利を尊重すること。 患者が受ける医療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくインフォームド・コンセントを徹底すること。また、セカンドオピニオン（患者等が判断にあたって、主治医とは別の専門医の意見を聴くこと）の実施に努めること。</p> <p>（４）法令・行動規範の遵守（コンプライアンスの確保） 府立の病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と倫理を確立し、適正な病院運営を行うこと。 個人情報保護及び情報公開に関しては、大阪府個人情報保護条例及び大阪府情報公開条例に基づき、府の機関に準じて適切に対応することとし、カルテ（診療録）などの個人情報の保護と患者・家族への情報開示を適切に行うこと。</p>	<p>（４）NPO・ボランティアとの協働によるサービス向上の取組 NPOの意見聴取 ・NPOの活動と連携・協働して、各病院において院内見学や意見交換の機会を設けることにより、患者・府民の目線に立ったサービス向上の取組を進める。 病院ボランティアの受入れ ・地域におけるボランティア活動の機会を提供し、開かれた病院をめざして、各病院におけるボランティアの受入れを進める。</p> <p>３ より安心で信頼される質の高い医療の提供 府民に信頼される良質な医療を提供するとともに、患者の目線に立った医療を提供する。</p> <p>（１）医療安全対策の徹底 ・府民に信頼される良質な医療を提供するため、外部委員も参画した医療安全委員会、事故調査委員会などにおいて医療事故に関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策を徹底する。 ・医療事故の公表基準を作成・運用し、医療に関する透明性を高める。 ・患者、家族等の安全や病院職員の健康の確保のため、感染源や感染経路などに応じた適切な院内感染予防策を実施するなど、院内感染対策の充実を図る。 ・医薬品の安全確保のため、医薬品安全情報の提供や服薬指導の充実を図る。</p> <p>（２）より質の高い医療の提供 ・科学的な根拠に基づく医療を提供するため、学会の診療ガイドライン等を参照したクリニカルパスの作成・適用を進める。また、電子カルテの導入に伴い、クリニカルパスの電子化や診療支援及び安全管理への活用を図り、医療水準の向上及び診療内容の標準化を進める。 ・最先端の医療技術の導入に努め、個々の患者に最適な医療を選択し、より質の高い医療を提供する。</p> <p>（３）客観的な診療データの整理・分析 ・府立の病院の医療水準を明確にするため、他の医療機関との比較が可能となるよう客観的な診療データの整理と統計分析を行うとともに、その結果を医療の質の向上に還元する。</p> <p>（４）患者中心の医療の実践 ・患者と医療関係者との信頼・協力関係のもとで、患者中心のより良い医療を提供するため、患者の基本的な権利を尊重することを定めた「患者の権利に関する宣言」を職員に周知徹底するとともに、院内各所へわかりやすく掲示するなど、患者等への周知を図る。 ・患者・府民の信頼と納得のもとで診療を行うとともに、検査や治療の選択について患者の意思を尊重するため、インフォームド・コンセントを一層徹底する。患者が理解可能なクリニカルパスを作成し、患者主体のチーム医療を行う。 ・患者等が判断にあたって、主治医以外の専門医の意見やアドバイスを求めた場合に適切に対応できるよう、セカンドオピニオンの充実に取り組む。</p> <p>（５）法令・行動規範の遵守（コンプライアンスの確保） ・府立の病院としての公的使命を十分に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、行動規範と倫理を確立する。 ・個人情報保護及び情報公開に関しては、大阪府個人情報保護条例及び大阪府情報公開条例に基づき、府の機関に準じ適切に対応する。 ・診療録（カルテ）等の個人情報の適正な管理を行うとともに、カルテの開示に関する規程を定めて、患者・家族への情報開示を適切に行う。</p>

大阪府立病院機構中期目標・中期計画の論点整理（案）

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>（５）電子カルテシステムの導入 患者中心の医療の充実や安全性の向上等を図るため、各病院の情報システムの更新時などにあわせて、電子カルテの導入を順次進めること。</p> <p>４ 府域の医療水準の向上への貢献 （１）地域医療への貢献、民間との協働 地域の医療に貢献するため、地域の医療機関との連携・協力体制の充実を図り、病病・病診連携を推進すること。 地域の医療水準の向上等の観点から、高度医療機器の共同利用の促進、開放病床の利用促進、医師等による医療機関等への支援、地域の医療従事者を対象とした研修会への派遣などを進めること。 府域の医療水準向上に寄与する観点から、民間企業や大学等の研究機関との共同研究などを促進すること。</p> <p>（２）教育研修の推進 臨床研修医やレジデントの受入れ、看護師、薬剤師等の実習の受入れ等を積極的に行い、充実した教育体制の下で、府域における医療従事者の育成を進めること。</p> <p>（３）府民への保健医療情報の提供・発信 各病院に蓄積された専門医療に関する情報をもとに、府民を対象とした公開講座の開催や、ホームページでの情報提供など、府民への健康に関わる保健医療情報の発信、普及啓発を進めること。</p>	<p>（６）電子カルテシステムの導入 ・患者中心の医療の充実や安全性の向上を図るため、診療の効率性を確保しつつ、平成 18 年度に急性期・総合医療センターに電子カルテシステムを開発するとともに、それをモデルとして、各病院の情報システムの更新時期にあわせ、電子カルテの導入を図る。</p> <p>４ 府域の医療水準の向上への貢献 府立病院機構が有する人的・物的資源を有効に活用し、府域の医療水準の向上のために、地域の医療機関との連携を図り、病病・病診連携を推進するとともに、医療スタッフの活動領域の拡大を図る。</p> <p>（１）地域医療への貢献、民間との協働 ・医師等による地域の医療機関等への支援や地域の医療従事者を対象とした研修会への講師派遣など、医療スタッフの活動領域を拡大する。 ・民間企業や大学等の研究機関との共同研究などに取り組み、府域の医療水準の向上を図る。 ・地域の医療機関との連携を強化して、高度医療機器の共同利用を促進する。 ・開放病床の利用促進に取り組み、地域の医療水準向上に貢献する。</p> <p style="text-align: center;">〔 高度医療機器の共同利用件数（16 年度実績） 〕</p> <p>（２）教育研修の推進 ・府域の医療従事者の人材育成を図るため、充実した教育研修体制を整備し、臨床研修医やレジデントの受入れを積極的に行う。 ・看護師、薬剤師等の実習の受入れ等を積極的に行う。</p> <p style="text-align: center;">〔 臨床研修医等の受入れ数（16 年度実績） 臨床研修医 45 人 レジデント 79 人 看護学生実習受入れ数（16 年度実績） 6,947 人 〕</p> <p>・成人病センターにおいて、内視鏡教育研修センター（仮称）を創設し、教育研修に努める。</p> <p>（３）府民への保健医療情報の提供・発信 ・各病院に蓄積された専門医療に関する情報をもとに、府民を対象とした公開講座の開催や、ホームページでの疾病等に関する情報提供など、府民への健康に関する保健医療情報の発信、普及啓発に取り組む。</p>

大阪府立病院機構中期目標・中期計画の論点整理（案）

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>自律性・機動性・透明性の高い病院運営を行う地方独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、その特徴を十分に活かして、業務運営の抜本的な改善を行うとともに、不良債務の早期解消を目指して、より一層効果的な業務運営を行うこと。</p> <p>このため、府立病院機構の運営における権限・責任を明確化し、効率的・効果的な組織運営体制を構築すること。</p> <p>1 事務部門等の再構築</p> <p>事務部門について、ITの活用とアウトソーシングを進めるとともに、経営企画機能を強化して、スリムで経営効率の高い業務執行体制を構築すること。</p> <p>施設設備の維持管理、医事、給食、清掃等の業務委託について、性能発注等の手法も活用しつつ、経費の節減等を図ること。</p> <p>2 診療体制・人員配置の弾力的運用</p> <p>医療需要の変化に迅速に対応し、診療科の変更や医師等の配置を弾力的に行うことや、常勤以外の雇用形態も含めた多様な専門職の活用を図ることにより、効果的な医療の提供に努めること。</p> <p>3 職員の職務能力の向上</p> <p>看護師等の医療スタッフについて、職務能力の高度・専門化を図るため、資格取得も含めた教育研修システムを整備するとともに、5病院間の横断的な人事異動も含めたキャリアパスづくりを進めること。</p> <p>4 人事評価システムの導入</p> <p>職員の業績や能力を的確に反映した人事や昇任管理を行うため、頑張った職員が報われる公正で客観的な人事評価システムの導入を図ること。</p> <p>5 業績・能力を反映した給与制度</p> <p>地方独立行政法人法の規定に基づき、職務給・能率給の原則に立った給与制度を導入し、適切に運用すること。</p> <p>6 多様な契約手法の活用</p> <p>透明性・公平性の確保に留意しつつ、SPD（物品調達・管理委託）をはじめ、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を活用し、費用の節減等を図ること。</p> <p>7 予算執行の弾力化等</p> <p>中期目標・中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的・効果的な事業運営に努めること。</p> <p>病院ごとの区分経理を行い、それぞれの財務状況を的確に把握するとともに、病院の自主的な経営努力を促すため、目標を設定し、その達成状況を病院ごとに評価・反映するシステムを検討すること。</p>	<p>2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>自律性・機動性・透明性の高い病院運営を行う地方独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、その特徴を十分に活かして、業務運営の抜本的な改善を図るとともに、将来にわたって持続的な経営が可能となるよう、不良債務の早期解消を目指して、より一層効果的な業務運営を行う。</p> <p>また、府立病院機構の運営における権限・責任を明確化し、府民に対する質の高い医療サービスの提供が行えるよう、効率的・効果的な組織運営体制を構築する。</p> <p>1 事務部門等の再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務部門については、ITを活用して、各病院でバラつきのある事務サービスを標準化し、各病院現場での実施が必要でない業務や非効率となる業務については、本部へ集約化し、経営企画機能を強化するとともに、定型的な業務について、アウトソーシングの導入を進め、スリムで経営効率の高い業務執行体制を構築し、事務部門の常勤職員数を5年間で130人程度の削減を目指す。 ・施設設備の維持管理、医事、給食、清掃等の業務委託について、技術ノウハウの承継にも配慮しつつ、性能発注等の手法を取り入れ、経費の節減等を図る。 <p>2 診療体制・人員配置の弾力的運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療需要の質の変化や患者動向に迅速に対応するため、診療科の変更や医師等の配置の弾力化や常勤以外の雇用形態も含めた多様な専門職の活用により、効果的な医療を提供する。 <p>3 職員の職務能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療スタッフについて教育研修システムを整備し、5病院間の横断的な人事異動も含めたキャリアパスづくりを進める。 ・事務職員等の採用にあたっては広く人材を求め、公平透明な基準に基づいて選考することとし、病院経営に関する知識・経験を有する民間等の人材を活用するとともに、プロパー職員の採用を段階的に進める。 <p>4 人事評価システムの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の業績や能力を職員の給与に反映させるとともに、職員の人材育成、人事管理に活用するための公正で客観的な人事評価システムについて、試行の上、早期の実施を目指す。 <p>5 業績・能力を反映した給与制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与については、頑張った職員が報われるような給与制度にする必要があるため、非役付職員の給与カーブをフラット化した独立行政法人国立病院機構の給料表を用いるなど、職務給・能率給の原則に立った給与制度を導入する。 <p>6 多様な契約手法の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売買や請負等の契約については、情報の公開と競争による選定を基本とし、透明性・公平性を確保する。 ・医薬品、診療材料等の材料費について、SPDの導入により費用の節減を推進する。 ・民間における取組事例も参考に、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を活用し、さらなる費用の節減に取り組む。 <p>7 予算執行の弾力化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的・効果的な業務運営を行う。 ・病院ごとの区分経理を行い、それぞれの財務状況を的確に把握するとともに、病院の自発的な経営努力を促すため、経営改善目標の達成状況に応じ、その成果を一部還元し、医療水準の向上等のために活用できるようなメリットシステムを導入する。

大阪府立病院機構中期目標・中期計画の論点整理（案）

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>8 収入の確保と費用の節減</p> <p>(1) 収入確保 病病・病診連携の強化や病床管理の弾力化等により、病床利用率の向上及び高度医療機器の稼働率向上を図ること。 また、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の未然防止対策と早期回収に努めること。 さらに、競争的研究費の獲得に努めること。</p> <p>(2) 費用節減 S P Dの導入、後発医薬品の採用促進、院外処方等の推進等により材料費の抑制を図るとともに、E S C O事業の推進など光熱水費の節減に努めること。</p> <p>4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>府立の病院の公的使命を果たせる経営基盤を確保するため、府立病院機構全体の財務内容の改善を図ること。</p> <p>1 資金収支の改善 医療機器の整備や施設整備を計画的に行えるよう、第1期中期目標期間中(平成22年度まで)に、不良債務(累積資金収支の不足)を確実に解消し、資金収支の改善を図ること。</p>	<p>8 収入の確保と費用の節減</p> <p>(1) 収入確保 ・病病・病診連携の強化や病床管理の弾力化等に取り組み、病床利用率及び高度医療機器の稼働率を向上させ、患者数の確保を図る。 ・診療報酬の請求漏れ、減点の防止対策を強化する。 ・未収金の未然防止対策を強化するとともに、早期の回収に取り組む。 ・国などの競争的研究費、民間企業等との共同研究による資金、企業等からの奨励寄附金など外部の研究資金の獲得に努める。</p> <p>(2) 費用節減 ・S P Dの導入、後発医薬品の採用促進、院外処方の推進等により材料費の抑制を図る。 ・E S C O事業などを活用し、光熱水費の節減に努める。</p> <p>3 予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画 抜本的な経営改善を行い、法の趣旨に沿って、基準に基づき府からの運営費負担金の確保を図り、平成22年度までに不良債務を確実に解消し、安定的な収支構造に改善することにより、府立の病院として公的使命を果たせる経営基盤を確立する。</p> <p>1 予算</p> <p>2 収支計画</p> <p>3 資金計画</p> <p>4 短期借入金の限度額</p> <p>5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>6 剰余金の使途</p> <p>7 料金に関する事項</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 病院の施設整備の推進 精神医療センターについては、平成23年度の供用開始を目指して、経営を改善し不良債務の解消を図り、PFI手法を活用した建替えによる再編整備を計画的に推進すること。再編整備にあたっては、民間医療機関等との役割分担と連携のもと、重篤な患者の受入機能を充実するとともに、療養環境の改善に努めること。 成人病センターについては、府との連携のもと、府立病院機構の経営改善を進めつつ、担うべき診療機能にふさわしい施設内容や療養環境の確保、財源や建替え手法など、建替えに必要な検討を計画的に進めること。 その他の病院については、老朽化、機能性等を視野に入れ、今後、担っていくべき診療機能にふさわしい施設整備の検討を計画的に進めること。</p> <p>2 身体障害者福祉センター附属病院との円滑な統合 急性期・総合医療センターについては、平成19年度に身体障害者福祉センター附属病院と統合するため、府と協働して円滑な統合に努めるとともに、障害者医療及びリハビリテーション医療をより効果的に実施すること。</p>	<p>8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 病院の施設整備の推進 精神医療センターの再編整備 ・平成23年度からの供用開始を目指して、経営を改善し不良債務の解消を図り、現地においてPFI手法を活用した建替えによる再編整備を計画的に推進する。なお、再編整備にあたっては、民間医療機関等との役割分担と連携のもと、他の医療機関では対応が困難な患者の受入機能を充実し、患者の立場にたった療養環境の整備を行う。 成人病センターの施設整備 ・成人病センターについては、担うべき診療機能にふさわしい施設内容や療養環境の確保、財源や建替え手法など、建替えに必要な検討を計画的に進める。 その他の病院の施設整備 ・その他の病院については、老朽化、機能性、結核医療のあり方等を視野に入れ、今後、担っていくべき診療機能にふさわしい施設整備のあり方を計画的に検討する。</p> <p>2 身体障害者福祉センター附属病院との円滑な統合 ・急性期・総合医療センターについては、障害者医療及びリハビリテーション医療の向上のため、平成19年度に身体障害者福祉センター附属病院を統合し、幅広い診療科との連携のもと、障害者に対する専門的な診療機能を発揮するとともに、急性期から回復期までの一貫したリハビリテーション医療とこれに続く地域移行に向けたリハビリテーション医療に取り組む。また、高次脳機能障害者等の新しい課題にも取り組む。このための必要な体制を整備するとともに、円滑な業務開始を図る。</p> <p>9 大阪府地方独立行政法人法施行細則（平成17年大阪府規則第30号）で定める事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画</p> <p>2 人事に関する計画</p> <p>3 中期目標の期間を超える債務負担</p> <p>4 積立金の処分に関する計画</p>